在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	廃止年月日
NPO法人シンフォニーことばの海はぐくみの森	熊本県菊池郡大津町室千七百二十八番地一テクノ・ヴィラ二階S二〇八号室	木村美智子	熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼二千八百十八番地	令和七年六月六日

○経済産業省告示第百十六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

一　特定社会基盤事業の種類

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業

二　特定社会基盤事業者の名称

コスモ石油株式会社

三　変更前の住所

東京都港区芝浦一丁目一番一号

四　変更後の住所

東京都中央区京橋一丁目七番一号

五　変更年月日

令和七年七月二十二日

○国土交通省告示第七百四十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月二十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	諏訪市大字豊田字鐘鋳場四〇三九番一から同市大字豊田字所久保四一三〇番まで	令和七年七月二十七日十五時
〃	岡谷市湊字方久保道上四五九番から同市湊字新井三九八番まで	〃

○国土交通省告示第七百四十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇一五六号	片山　湧造	大阪府	令和七年七月七日	内海水先区
第三〇〇一五七号	村井駿太朗	兵庫県	令和七年七月七日	内海水先区
第三〇〇一五八号	松山　昂平	京都府	令和七年七月七日	内海水先区
第三〇〇一五九号	高野　正彦	富山県	令和七年七月七日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇一六〇号	島田　拓也	三重県	令和七年七月七日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇一六一号	大岩　恭平	愛知県	令和七年七月七日	東京湾水先区
第三〇〇一六二号	宮本　一成	東京都	令和七年七月七日	東京湾水先区

○国土交通省告示第七百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弓振川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県茅野市玉川字原山の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯三五度五八分四二秒九九六三　東経一三八度一八分一三秒六一五七
二点	北緯三五度五八分四三秒三八三〇　東経一三八度一八分一四秒一九八〇
三点	北緯三五度五八分三九秒七五三三　東経一三八度一八分一九秒九三一五
四点	北緯三五度五八分三九秒九四六八　東経一三八度一八分二五秒二五二九
五点	北緯三五度五八分三八秒〇〇八四　東経一三八度一八分二四秒九七九〇
六点	北緯三五度五八分三七秒一六五九　東経一三八度一八分一二秒五一三二
七点	北緯三五度五八分三八秒七三九七　東経一三八度一八分一一秒九六一二

○国土交通省告示第七百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本坂南川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和五十六年建設省告示第九百三十三号で指定した同号十九に掲げる土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°48′21.0353″	137°31′04.1082″
2	34°48′20.2293″	137°31′05.2726″
3	34°48′21.4227″	137°31′05.4467″
4	34°48′21.2822″	137°31′06.1096″
5	34°48′20.2956″	137°31′05.9657″
6	34°48′19.5505″	137°31′05.1426″
7	34°48′20.9443″	137°31′03.3995″
8	34°48′20.9755″	137°31′03.4464″
9	34°48′21.0221″	137°31′03.9196″

○国土交通省告示第七百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

河内西谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

鳥取県鳥取市河内

字丹坊　一四八八番一

一四八八番三

一四八九番

一四九〇番一から一四九〇番三まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市河内

字土居上　七九八番五　一号及び二号

七二〇番一　七号

字丹坊　一四八四番三　三号

一四八八番一　四号

一四九〇番三　五号

一四九一番　六号